

■ Article (vol. 80) ■ .....  
消費税率、8%に引上げ

日税研専務理事 坂田純一

1. 消費税率の引上げ決定

国民の関心事であった消費税増税の実施時期について、今日1日、政府は閣議において昨年8月に成立した「社会保障・税一体改革関連8法」、すなわち「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税の一部を改正するなどの法律（以下「改正法」という。）」（注1）の定め通りに、平成26年4月から消費税率を8%に引き上げることを決定した。消費税率の引上げは、平成9年4月以来17年振りである。

「改正法」では消費税率の引上げに当たっての措置として、附則第18条では「①消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率が3%程度かつ実質の経済成長率が2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づくための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる、②この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第2条及び第3条の消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、①の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。」としていたため、日本経済がデフレから脱却しつつあることは当然としても、最近の経済状況の動向（各種の経済指標等）に注目が集まっていた。

日銀が同日発表した9月の全国企業短期経済観測調査（短観）では、アベノミクス効果もあり、大企業製造業（プラス12.3四半期連続）を中心として企業の景気感が大きく改善しつつあるとしている。また、附則①で税率引上げにおける一定の条件とされていた経済成長率（国内総生産：GDP）については、内閣府（2次速報）が第2四半期の数値として実質3.8%（年率）、名目3.7%（年率）であると上方修正し公表している（9月9日）。また、この2次速報では「雇用や消費、生産の各経済指標も軒並み上向いている。」としている。

（注1）

① 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（改正法）

[http://www.mof.go.jp/about\\_mof/bills/180diet/tk20120330h.pdf](http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/180diet/tk20120330h.pdf)

② 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（地方税法の一部改正）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000173266.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000173266.pdf)

## 2. 税率引上げに伴う政策

安倍首相は記者会見で、税率引上げの決断について「足元の日本経済は次元の違う『三本の矢』の効果で回復の兆しを見せている。であれば大胆な経済対策を果敢に実行し、この景気回復のチャンスをさらに確実にすることにより、経済再生と財政健全化は両立しうる。これが熟慮した上での結論だ。」とし、「消費税の引上げによる景気の下振れリスクに対応し、成長力の底上げと好循環を実現して持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージを決定し、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとする。」と強調した。なお、10%への引上げ判断については、「改めて経済状況などを総合的に勘案し、判断時期も含めて適切に決断する。」として、再引上げの可否についての明言を避けている。

首相が税率引上げの決断をした同日、政府は「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（注2）」（以下「閣議決定文書」という。）を取りまとめた。そして、政府与党も責任者会議において、消費税率引上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策が必要とされることから、設備投資減税・研究開発減税・事業再編税制等の法人税減税の内容を盛り込んだ「民間投資活性化などのため税制改正大綱」を取りまとめている（注3）。さらに、同夜、甘利内閣府特命担当大臣が今回の税率引上げに関して説明をしているので、その記者会見の要旨もご欄いただきたい（注4）。

閣議決定文書のうち「消費税引上げに当たっての対応」の要旨（経済政策等）は以下の通りであるが、それらの実現を目指す上で、その内容は来年度以降の税制改正に大きな影響を与えるものと思われるので注視すべきである。

### （1）成長力底上げの政策

成長戦略の実行の加速化と強化を図る。特に日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口として「国家戦略特区」の具体化を進める。

### （2）「政労使」連携による好循環の実現

「経済の好循環の実現に向けた政労使会議」で共通認識を醸成、必要な取り組みを実施する。足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に、復興特別法人税を1年前倒しで廃止することを検討する。代替りの復興財源の確保、被災地の方々の十分な理解、廃止を賃金上昇につなげる方策と見通しを確認し、12月中に結論を得る。

### （3）新たな経済対策

新たな経済対策は来年度4～6月期に見込まれる反動減を大きく上回る5兆円規模とし、増税の影響を大幅に緩和するとともに、経済の成長力の底上げによる成長軌道への早期の復帰に対応する。これにより成長の果実を地域の隅々にまで浸透させていく。

### （4）簡素な給付措置

低所得者に適切に配慮するため総額約3,000億円を給付する。

### （5）住宅取得の給付措置

住宅ローン減税の効果が限定的な所得層の負担増を緩和するため総額 3,100 億円、被災地の住宅再建の負担増対策で総額 500 億円を給付する。

(6) 転嫁対策

消費税の円滑、適正な転嫁が重要。消費税転嫁対策特別措置法に基づき、実効性のある対策を推進していく。

(7) 復興の加速

被災地の復興に支障が生じないように全力で取り組む。

(注 2) 閣議決定文書「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成 25 年 10 月 1 日)

[http://www.mof.go.jp/comprehensive\\_reform/251001.pdf](http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/251001.pdf)

(注 3) 民間投資活性化などのため税制改正大綱(自民党)(平成 25 年 10 月 1 日)

[https://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/pdf116\\_1.pdf](https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf116_1.pdf)

(注 4) 甘利内閣府特命担当大臣記者会見要旨(内閣府)(平成 25 年 10 月 1 日)

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2013/1001/interview.html>

### 3. 経過措置通達などの再確認

「改正法」は、平成 24 年 8 月 22 日に公布されていることは記載の通りである。例えば、工事の請負などに関する経過措置のように旧税率が適用される措置(注 5)などが法定されている。その後、政令(平成 25 年 3 月 13 日)及び省令(平成 25 年 3 月 18 日)の制定、その他の関連情報(消費税転嫁対策特別措置法等)の公表がなされており、特に、経過措置通達などの情報を次に列記するので参照されたい。

(1) 平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて(平成 25 年 3 月 25 日)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/130325/index.htm>

(2) 平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q&A(平成 25 年 4 月 25 日)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/2191.pdf>

(3) 消費税の円滑かつ適正な転嫁のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成 25 年 6 月 12 日)

<http://law.e-gov.go.jp/announce/H25HO041.html>

(4) 消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン(平成 25 年 9 月 10 日)

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/250910tenka.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/250910tenka.htm)

(注 5) 「改正法」附則第 5 条 3 項「事業者が、平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 10 月 1 日(以下この項から第 5 項まで及び附則第 7 条第 1 項において「指定日」

という。)の前日までの間に締結した工事(製造を含む。)の請負に係る契約(これに類する政令で定める契約を含む。)に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等(指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。)に係る消費税については、旧消費税法第29条に規定する税率による。」

以上